

資 料

ドイツ「執行官制度の改革のための法律案」 試訳（２・完）

柳 沢 雄 二

第３章 法的監督，懲戒手続（承前）

第１節 法的監督

第94条 監督官庁

- (1) 監督権は、以下の官庁に属する。
 - 1 地方裁判所又は区裁判所区域内の執行士及び学生については、地方裁判所又は区裁判所の所長
 - 2 高等裁判所区域内の執行士及び学生については、高等裁判所の長官
 - 3 ラントのすべての執行士及び学生については、ラント司法行政部
- (2) ラント政府は、第8条第2項の規定に基づく権限を行使する場合には、法規命令において、前項第1号の規定とは異なる他の監督官庁を定めることもできる。

第95条 職務遂行の調査及び監視

- (1) 監督官庁は、執行士の職務遂行について、調査及び監視をする義務を負う。詳細は、ラント司法行政部がこれを定める。
- (2) 執行士は、監督官庁又は当該官庁から調査を委託された者に対して、執務室及び差押物件保管所への立入りを

認め、文書、目録及び帳簿並びにその他の職務上得られた資料を閲覧させ及びこれを交付し、情報が自動的に処理される設備へのアクセス（Zugang）を認め、かつ、必要な説明を行うべき義務を負う。監督官庁は、秩序ある司法のために必要な場合に限り、執行士に報告義務を課すことができる。

- (3) 監督官庁は、執行士が自ら負担する協力を拒絶する場合、特に代理人若しくは監督官庁による秩序ある遅滞のない職務の処理のために必要な物若しくは資料を十分な理由なく引き渡さない場合、又は病气若しくはその他の支障のために引き渡すことができない場合には、執行士の事務所、住居及び貯蔵所（Behältnisse）を搜索する権限を有する。

- (4) 監督官庁は、閉じられた玄関口、部屋の戸及び貯蔵所を開扉させる権限を有する。監督官庁は、抵抗に遭う場合には、威力を用いることができ、ま

た、このために警察上の援助を求めることができる。

- (5) 執行士の事務所及び住居は、捜索が行われる区域の区裁判所の裁判官による命令に基づいてのみ、当該執行士の同意なく、捜索することができる。ただし、命令を請求することで捜索の結果に危険が及ぶ場合には、この限りでない。
- (6) 第3項から前項までの規定により、住居の不可侵権（基本法第13条）は制限される。

第96条 非 難

- (1) 監督官庁は、軽微な義務違反の場合に、執行士及び学生に対して、非難（Missbilligung）を言い渡す権限を有する。非難が言い渡される前に、当事者及び執行士会は聴聞されなければな

らない。非難は、義務違反から5年以上経過した場合には、言い渡してはならない。非難には、理由を付さなければならない。

- (2) 非難は、懲戒の方法による処分についての監督官庁の権限に影響を及ぼさない。監督官庁が当該権限を行使する場合には、非難は無効となる。裁判上の手続において、義務違反が確認されなかったという理由で非難が取り消された場合には、同一の事実関係に基づく懲戒権限の行使は、当該裁判の際に裁判所が認識していなかった事実及び証拠に基づいてのみ、許容される。
- (3) 非難に対する裁判上の審査（Überprüfung）は、懲戒裁判所が管轄する。

第2節 懲戒手続

第97条 職務違反

執行士及び第5条第2項第1号所定の学生が、有責的に自らに課された職務上の義務に違反した場合には、これを職務違反（Dienstvergehen）とする。

第98条 訴追の時効

- (1) 期限付若しくは存続的な懲戒免職にも従来の職務執行区域からの追放（Entfernung）にも妥当しない程度の職務違反から5年以上が経過した場合には、訴追は認められない。当該期間には、懲戒処分を課すこと及びそれを確認するすべての裁判並びに正式な懲戒手続の開始により、中断する。当該期間中、懲戒手続の係属中は停止する。
- (2) 期間の経過前に同一の事実関係に基づいて刑事手続が開始された場合には、当該期間は、刑事手続の係属中は停止する。

第99条 懲戒措置

懲戒措置（Disziplinarmaßnahmen）としては、以下のものがある。

- 1 戒告（Verweis）
- 2 25,000ユーロ以下の過料（Geldbuße）
- 3 他の職務執行区域への配属
- 4 懲戒免職

第100条 懲戒命令の管轄

戒告及び過料は、管轄ある監督官庁がこれを定める。他の職務執行区域への配属及び懲戒免職は、懲戒裁判所がこれを裁判する。

第101条 補充規定

この法律に特別の定めがある場合を除き、監督官庁の手続、懲戒裁判所の管轄、裁判上の手続及び懲戒法上の個人記録からの除去に関する規定については、ラント法の立法者がこれを規律する。

第４章 経過規定

第102条 任命手続のための経過措置

- (１) この法律に基づく執行士の任命は、早くとも2012年１月１日⁽¹⁾から行うことができる。
- (２) 2018年12月31日⁽²⁾までに、執行官としての資格において終身的に公務員として任用（Berufung）されてから少なくとも３年間活動した者は、第5条第１項第１号所定の適格ある者とみなす。
- (３) 2012年１月１日から2018年12月31日までの間、ラント司法行政部は、第4条の規定に基づく必要数の調査の枠内で、公務員たる執行官の地位を、権限の委任を受けた執行士の地位と同等に取り扱う。
- (４) 第6条第１項の規定に基づく欠員の公募は、権限受任者の職が権限受任者の地位に転換した公務員たる執行官で補充される場合には、2012年１月１日から2012年12月31日までの間⁽³⁾、これを行わないことができる。
- (５) 公務員たる執行官が権限受任者の地位に転換するまでの間にそれぞれ適用される公務員法及び懲戒法による義務違反及び職務違反は、第96条及び第97条所定の義務違反及び職務違反とみなす。当該処分（Ahndung）につき、第96条及び第98条から前条までの規定を準用する⁽⁴⁾。

第103条 執行士会及び連邦執行士連合会の創設のための経過措置

- (１) ラント司法行政部は、第73条第３項の規定を準用して、遅くとも2012年３月31日までに、執行士会の初回の総

- 会を招集する。会則で定められるべき新聞（Blätter）による招集の公告（Veröffentlichung）の代わりに、適切に刊行される官庁の機関紙で公告を行う。初回の総会の主宰者（Leiter）は、ラント司法行政部がこれを決定する。執行士会は、2012年６月30日までに、会則を決議しなければならない。
- (２) 初回の総会まで、執行士会の職務は、ラント司法行政部により引き受けられる。ただし、会則の公布は、この限りでない。
- (３) 連邦司法大臣は、遅くとも2012年６月30日までに、連邦執行士連合会の初回の代表者会議を招集し、かつ会議の主宰者を決定する。連邦執行士連合会は、2012年９月30日までに、会則を決議しなければならない。
- (４) 2018年12月31日までに学生が教育のために公務員たる執行官に配属される場合において、それが第5条第２項第１号所定の学生であるときは、執行士会は、その構成員に対して請求するのと同じ範囲で、ラント司法行政部に対して教育資金の全部又は一部の償還を請求することができる。執行士会は、第67条第３項第１号aの規定に基づく学生の教育方法を準備する場合において、教育資金以上に費用がかかるときは、ラント司法行政部に対して教育費用の補助金（Zuschuss）を請求することができる。ラント司法行政部により任命された公務員たる執行官が執行士会の構成員である場合には、当該補助金は、執行官に割り当てられ

た持ち分に応じた会費 (anteiligen Beitrag) に従って決定される。

第104条 公務員たる執行官への執行士法の適用

(1) 2012年1月1日から2018年12月31日までの間、第2条、第3条第2項、第6条、第8条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第16条、第18条、第19条、第22条から第37条まで、第45条、第47条及び第49条から第56条までの規定は、公務員たる執行官にも適用される。ただし、当該執行官の職務は、国庫の計算でこれを行う。

(2) ラント司法行政部は、第67条第3項第6号の準用により、その業務範囲内で活動する公務員たる執行官及びその者の職務執行区域の一覧表を作成し、かつ第67条第3項第6号の規定する情報とともに公開する執行士会にこれを使用させなければならない。第67条第3項第7号の規定に基づく待機業務を整備する場合には、執行士会は、ラント司法行政部と協力して、公務員たる執行官を加えなければならない。

第105条 従来の公務員たる執行官に対する収入保証

(1) 公務員たる執行官が権限受任者の地位に転換する場合において、執行士によって取得される職務上の収入が年間30,000ユーロを下回るときは、2018年12月31日までの期間中、この者に収入補助金 (Einkommensbeihilfe) が付与される。取得された職務上の収入と30,000ユーロとの差額が、執行士に償還される。執行士が十分な職務上の収入を取得しなかったことが非難し得る (vorwerfbar) 場合には、収入補助金の付与は認められない。

(2) 職務上の収入は、職務上の支出を

控除した職務上の所得により算定される。

(3) 職務上の所得は、第2条第1項及び第2項所定の職務から生ずる、執行士のすべての所得である。

(4) 職務上の支出は、職務の遂行のために必要かつ適切なすべての支出である。当該支出は、特に以下の費用を含む。

- 1 執行士がその活動のために利用する部屋に関する費用
- 2 職業保険の費用
- 3 役場設備及び事務用品の購入費及び維持費
- 4 郵送代及び電話料金
- 5 専門書の購入費
- 6 乗用自動車の購入費及び維持費。
この場合において、当該自動車がこの範囲で私的に及び職務上利用されるかを説明しなければならない。
- 7 業務量に適する範囲での個人支出
- 8 執行士会の会費
- 9 適切な範囲内での本人による健康保険及び予防費用のための金額
- 10 職能身分的な結合 (Vereinigungen) のための金額

執行士が、前2文の規定に基づいて考えられる固定資産の目的物の調達又は製造のための材料費 (Sachausgaben) を有する場合には、職務上の支出として、租税法上の原則に基づいて算定されるべき損耗 (Abnutzung) 又は資産の減少 (Substanzverringerung) のための控除を査定しなければならない⁽⁵⁾。

(5) 収入補填 (Einkommensergänzung) は、執行士の申立てに基づいてなされ、当該申立ては、営業年度の経過後6ヶ月の除斥期間内に執行士会に対して行われなければならない。執

行士会は、事実関係を調査する。執行士会は、理由を付した決定案を提示してその説明を行う。申立てに対して、ラント司法行政部が決定を行う。ラント司法行政部は、当該決定の権限を監督官庁に委任することができる。

- (6) 職務上の支出が近いうちになされなければならないかつ現在の職務上の所得によっては弁済することができない場合に限り、予想される収入補填に基づいて、現在及び次の暦年のために、前払金（Vorschüsse）を付与することができる。収入補填の最終的な算定に際し、前払金が全部又は一部返済されなければならないことになった場合には、ラント司法行政部が、それに対応する給付決定（Leistungsbescheid）を行う。ラント司法行政部は、当該決定の権限を監督官庁に委任することができる。

第106条 公務員関係への復帰の可能性

- (1) 公務員たる執行官は、権限受任者の地位に転換した場合でも、その申立てにより、再び、最後に所属していた職務でのラントの終身的な公務員関係に引き受けられる。当該引受けは、最後に有した身分法上の職務において行われる。公務員関係での執行士への任命は、認められない。当該申立ては、転換後5年が経過するまでに行わな

なければならない。ラント政府は、法規命令により、以下の事項を規律することができる。

- 1 復帰権が、健康上の適性及び採用の最高年齢を除いて、公務員法上の要件の存在と結び付けられること。
 - 2 申立人が、やむを得ない職務上の理由から職務に相応する（amtsangemessen）利用が認められない場合に限り、職務に相応しない方法で利用され得ること。
 - 3 申立人が、資格認定措置（Qualifizierungsmaßnahmen）に関与することを義務付けられ得ること。
- (2) 申立てに対しては、ラント司法行政部が決定を行う。ラント司法行政部は、申立人を、処分可能な正規定員（verfügbare Planstelle）に任命する。
- (3) 執行士が終身的な公務員関係に復帰するまでの間に犯された第96条及び第97条の規定に基づく義務違反及び職務違反は、終身的な公務員関係が基礎付けられる使用者のそれぞれの公務員法上及び懲戒法上の規律にいう義務違反及び職務違反とみなす。その処罰は、それぞれの使用者の領域内に存在する公務員法上及び懲戒法上の規律にならう⁽⁶⁾。

第5章 最終規定

第107条 法的手段及び法的救済

この法律による又はこの法律に基づいて公布される法規命令による行政行為（Verwaltungshandeln）に関する紛争については、この法律に他の規定がない

限り、行政裁判所法の規定を適用する。

第108条 権限の委任

- (1) ラント司法行政部は、この法律に基づいて認められる権限を、下位の監督官庁に委任することができる。ただ

- | | |
|---------------------------------|---|
| し、第66条第1項第3文の規定に基づく権限は、この限りでない。 | 法規命令の公布権限を、法規命令により、ラント司法行政部に委任することができる。 |
| (2) ラント政府は、この法律に基づく | |

第2条 社会福祉法第6編の改正

最終的に…により改正された、2002年2月19日公布の版の社会福祉法第6編 (BGBl. I S. 754, 1404, 3384) 第184条第2項第1文⁽⁷⁾は、以下のように改正される。

- 1 第3号において、ピリオドはコンマに置き換えられる。
- 2 以下の第4号が追加される。
「4 法律上規定された、保険のない (versicherungsfreie) 職業へ復帰する可能性がある場合」⁽⁸⁾

第3条 裁判所構成法の改正

最終的に…により改正される、1975年5月9日公布の版の裁判所構成法 (BGBl. I S. 1077) は、以下のように改正される。

- 1 目次において、第12章は以下のようにされる。
「第12章 送達及び執行の公務員 (削除)」
- 2 第12章「送達及び執行の公務員」⁽⁹⁾は、削除される。

第4条 民事訴訟法の改正

最終的に…により改正される、2005年12月5日公布の版の民事訴訟法 (BGBl. I S. 3202, 2006 I S. 431) は、以下のように改正される。

- | | |
|--|---|
| 1 目次において、第121条の後に、
以下の文言が挿入される。
「第121a条 執行士の付添い (Beiordnung)」 | 3 第121条の後に、以下の第121a条が挿入される。
「第121a条 執行士の付添い
当事者が執行士の管轄する執行行為を行うことを意図する場合には、執行の申立てを引き受ける用意のある執行士が、当事者の選択により、当事者に付き添う。当事者が執行の申立てを引き受ける用意のある執行士を見出さないときは、裁判長 (Vorsitzende) は、申立てにより、 |
| 2 第117条第1項第3文 ⁽¹⁰⁾ において、最後のピリオドがセミコロンに置き換えられ、また、以下の文言が追加される。
「金銭債権についての強制執行の場合には、執行裁判所に対してなさなければならない。」 | |

執行士を当事者に付き添わせる。」

4 第122条第1項第1号b及び第3号⁽¹¹⁾において、「弁護士」の文言の後に、「及び執行士」の文言がそれぞれ挿入される。

5 第753条は、以下のように改正される。

a) 第1項の表示は抹消される。

b) 第2項⁽¹²⁾は、削除される。

6 第754条⁽¹³⁾は、以下のように改正される。

a) 従来の規定は、第1項になる。

b) 以下の第2項が追加される。

「（２）執行士の強制執行が不奏効に終わるであろうとの推定に理由がある場合において、債権者が同時に宣誓に代わる保証の申立てを行わなかったときは、執行士は、対応する証明書（Bescheinigung）を付して、遅滞なく、執行正本を債権者に返送する。その際、執行士は、申立てが取り下げられたものとみなすということを、債権者に通知する。債権者が、執行士に対して、同時に、債務者の宣誓に代わる保証を受領するように申立てを行ったときは、執行士は、宣誓に代わる保証の手続を処理した後に、第1文所定の証明書を付して、執行正本を債権者に返送する。債権者が執行士に対して執行正本の送達についても申立てを行った場合には、執行士は、当該執行正本を債務者に送達する。不奏効に終わることが予測されるにもかかわらず強制執行を遂行するという債権者の利益が、諸般の事情から判明する

場合には、第1文から第3文の規定は適用しない。」

7 第775条⁽¹⁴⁾は、以下のように改正される。

a) 第5号において、ピリオドがセミコロンに置き換えられる。

b) 以下の第6号が追加される。

「6 債権者が執行士にその旨を指示する場合」

8 第776条⁽¹⁵⁾は、以下のように改正される。

a) 第1文において、「第775条第1号、第3号」の後に、「及び第6号」の文言が挿入される。

b) 第2文において、ピリオドがセミコロンに置き換えられ、かつ以下の文言が追加される。

「さらに第6号の場合において、債権者が、債務者に対して、その負担する債務の履行を猶予するときも、同様とする。」

9 第899条第1項⁽¹⁶⁾において、「債務者が受領を求める申立てをする（Auftragserteilung）時点において住所を有する地又はそれがないときは居所を有する地の区裁判所に所属する執行官が管轄する。」の文言が、「職務執行区域の執行士が、第900条第4項及び第901条の場合における裁判所の裁判については、債務者が受領を求める申立てをする時点において住所を有する地又はそれがないときは居所を有する地の区裁判所が、管轄する。」の文言に置き換えられる⁽¹⁷⁾。

第 5 条 執行官費用法の改正

最終的に…により改正される、2001年4月19日の執行官費用法（BGBl. I S. 623）は、以下のよう⁶に改正される。

- 1 目次は、以下のよう⁶に改正される。
 - a) 第 2 条は、以下のよう⁶になる。
「第 2 条（削除）」
 - b) 第 5 条は、以下のよう⁶になる。
「第 5 条 費用の請求」
 - c) 第 6 条は、以下のよう⁶になる。
「第 6 条 費用の確定」
 - d) 第 6 条の後に、以下の文言が挿入される。
「第 6 a 条 法的審問請求権に違反した場合の救済
第 6 b 条 電子的記録、電子的文書」
 - e) 第 17 条の後に、以下の文言が挿入される。
「第 4 章 付添いをする執行士
第 17a 条 付添いをする執行士の費用
第 17b 条 国庫から支払われるべき費用及び前払金の確定
第 17c 条 異議及び抗告
第 17d 条 前払金及び弁済金の充當
第 17e 条 国庫への請求権の移行
第 5 章 公務員たる執行官のための特別規定
第 17f 条 条文の不適用
第 17g 条 費用査定、異議及び抗告についての管轄
第 17h 条 追加請求
第 17i 条 第 7 条所定の裁判の管轄」
 - f) 従来の第 4 章は、以下のよう⁶になる。
「第 6 章 経過規定及び最終規定」
- 2 第 1 条第 1 項⁽¹⁸⁾に、以下の文が追加される。
「費用の金額に関する合意は、無効とする。」
- 3 第 2 条⁽¹⁹⁾は、削除される。
- 4 第 3 条第 1 項第 3 文において、「第 4 章」の文言は、「第 5 章」に置き換えられる。
- 5 第 4 条は、以下のよう⁶に改正される。
 - a) 第 1 項⁽²⁰⁾は、以下のよう⁶に改正される。
aa) 第 3 文において、最後のピリオドがセミコロンに置き換えられ、また、以下の文言が追加される。
「さらに、費用目録（本法添付）第 4 章に基づく成功報酬にも適用しない。」
 - bb) 第 4 文は、削除される。
 - b) 第 3 項の後に、以下の第 4 項が追加される。
「（4）第 1 項及び第 2 項の規定に基づく命令（Anordnung）に対しては、前払金の金額に関しても異議を申し立てることができる。異議に対して、執行裁判所が裁判する。第 17c 条の規定を準用する。」
- 6 第 5 条⁽²¹⁾は、以下のよう⁶になる。
「第 5 条 費用の請求

- (1) 執行士は、自己が署名しかつ支払義務者に通知された計算書（Berechnung）に基づいてのみ、費用を請求することができる。
 - (2) 計算書には、費用規定、各手数料要件の簡単な表示、立替金の表示、査定された手数料及び立替金の金額、場合によっては受領した前払金、並びに、費用目録の該当番号を記載しなければならない。費用の金額がそれに依存する限り、目的物の価額及び職務の期間が、さらに交通費及び旅費の場合には標準的な距離もまた、記載されなければならない。
 - (3) 執行士は、計算書を、複写（Ablichtung）又は印刷（Ausdruck）した上で、記録としなければならない。」
- 7 第 6 条⁽²²⁾は、以下のようになる。

「第 6 条 費用の確定

- (1) 費用は、執行士、執行士法第52条所定の管理人又は支払義務者の申立てに基づき、執行裁判所によって確定される。弁済された金額は、控除されなければならない。
- (2) 申立ては、費用の弁済期が到来している場合に初めて、許容される。確定の前に、関係者は聴聞されなければならない。民事訴訟法第104条第 2 項第 3 文を除く費用確定手続及び費用確定命令に基づく強制執行に関する民事訴訟法の規定を準用する。第一審裁判所での手続では、手数料は発生しない。確定命令には、当該命令を送達するために執行士によって支払われた立替金が記載されなければならない。その他、費用償還は行われず、抗告手続でもまた同様とする。
- (3) 確定は、申立ての相手方が手数料

法を根拠としない異議又は抗弁を提出する場合には、拒絶されなければならない。申立ての相手方がすでに執行士に対してこのような異議又は抗弁を提出した場合、訴えの提起は、事前の確定手続の開始に従属しない。

- (4) 申立て及び意思表示は、書記課（Geschäftsstelle）の調書に行い又は弁護士の協力なくして書面で提出することができる。民事訴訟法第129a 条を準用する。
- (5) 費用確定の申立てにより、訴えの提起によるのと同様に、時効は中断する。」

8 第 6 条の後に、以下の第 6 a 条及び第 6 b 条が挿入される。

「第 6 a 条 法的審問請求権に違反した場合の救済

- (1) この法律に基づく裁判により不利益を受ける関係者の異議（Rüge）について、以下の場合には、手続は続行されなければならない。
 - 1 裁判に対する上訴又は他の法的救済が認められない場合
 - 2 裁判所が、当該関係者の法的審問請求権を、裁判に著しい影響を及ぼすような方法で（in entscheidungserheblicher Weise）侵害した場合
- (2) 異議は、法的審問の侵害を認識してから 2 週間以内に行使しなければならない。認識した時点を疎明しなければならない。攻撃される（angegriffen）裁判の言渡しから 1 年が経過した後は、異議を述べることはできない。無方式で（Formlos）通知された裁判は、郵便局へ委託してから 3 日目に、言い渡されたものとみなす。異議は、その裁判が攻撃されている裁判所に対して、提起されなければならない

い。異議は、書記課の調書に行い又は書面で提出することができ、民事訴訟法第129a条を準用する。異議は、攻撃される裁判を表示し、かつ、前項第2号に挙げられた要件が存在することを説明しなければならない。

- (3) その他の関係者に対しては、必要な場合に限り、態度表明の機会が与えられなければならない。
- (4) 裁判所は、異議がそれ自体適法か否か、並びに法律上の形式及び期間内に提起されたか否かを、職権で調査しなければならない。これらの要件の1つが欠けている場合には、異議は、不適法として却下されなければならない。異議に理由がない場合には、裁判所は、異議を棄却する。裁判は、取り消すことのできない決定によりなされる。決定には、簡単に理由を付さなければならない。
- (5) 異議に理由がある場合には、裁判所は、異議に基づいて要求された場合に限り、手続を続行することによって、異議に対する措置を講ずる。
- (6) 費用は、償還されない。

第6b条 電子的記録、電子的文書

- (1) 費用が発生する手続のために、電子的記録及び裁判所の電子的文書に関する規定が適用されなければならない。
- (2) 費用が発生する手続における申立て及び意思表示について、電子的文書としての記録 (Aufzeichnung) で十分な場合には、この法律に基づく申立て及び意思表示もまた、当該方式で十分である。責任を負う者は、当該文書に対して、署名法に基づく特別な電子的署名をしなければならない。裁判所に対して送付された電子的文書が処理

(Bearbeitung) に適さない場合には、現在の技術上の大綱条件 (technischen Rahmenbedingungen) を摘示して、発信者に対して、その旨が遅滞なく通知されなければならない。

- (3) 電子的文書は、受信のために指定された裁判所の機械設備が記録したのと同時に、提出される。」

9 第7条は、以下のようになる。

- a) 第1項の表示は、削除される。
- b) 第2項⁽²³⁾は、削除される。

10 第10条は、以下のよう改正される。

- a) 第1項第2文及び第3項第2文において、「第6章」の文言は、「第7章」に置き換えられる。
- b) 第2項は、以下のよう改正される。

aa) 第3文⁽²⁴⁾は、以下のようになる。

「費用目録第1章に基づく手数料は各送達のために、第400号及び第404号の規定に基づく手数料は各交付 (Ablieferung) のために、第401号の規定に基づく手数料は各転送 (Weiterleitung) のために、第402号の規定に基づく手数料は各弁済のために、並びに、第403号の規定に基づく手数料は各供託 (Hinterlegung) のために、別個に取り立てられる。」

- bb) 第4文において、「第600号」の文言は、「第700号」に置き換えられる。

11 第12条第1項第2文において、「第711号」の文言は、「第811号」に置き換えられる。

12 第14条第2文⁽²⁵⁾において、「立替金」の文言の前に、「費用目録第

４章に基づく成功報酬及び」の文言が挿入される。

13 第17条第２文において、「第711号」の文言は、「第811号」に置き換えられ、また、「第713号」の文言は、「第813号」に置き換えられる。

14 第17条の後に、以下の新たな第４章及び第５章が挿入される。

「第４章 付添いをする執行士

第17a 条 付添いをする執行士の費用

(１) 訴訟費用の援助の過程で付添いをする執行士は、国庫から費用を受け取る。請求権は、訴訟費用の援助を承認しかつ執行士を付き添わせる旨の決定によって定まる。立替金は、業務の適切な遂行にとって不要であった場合には、支払われない。

(２) 費用につき国庫に対して請求権を有する執行士は、発生した手数料及び発生が予測される立替金のために、国庫から、相応の前払金を請求することができる。

第17b 条 国庫から支払われるべき費用及び前払金の確定

国庫から付与される費用及びこれに関する前払金は、執行士又は執行士法第52条所定の管理人の申立てに基づき、執行士の付添いを命じた裁判所の裁判所書記官によって確定される。抗告裁判所が執行士の付添いを命じた場合には、第一審裁判所の裁判所書記官が確定する権限を有する。民事訴訟法第104条第２項を準用する。申立ては、執行士が申立ての日までに弁済金を受領したか否か及びそれがどのような弁済金かに関する表示を含まなければならない。また、執行士は、当該時点以後に受領した弁済金を、遅滞なく届け出なければならない。

第17c 条 異議及び抗告

(１) 執行士、執行士法第52条所定の管理人及び国庫による前条の規定に基づく確定に対する異議については、確定を行った裁判所が、決定により裁判する。異議に関する手続につき、第３項第１文の規定を準用する。

(２) 前項の規定に基づく決定に対して、執行士、執行士法第52条所定の管理人及び国庫は、抗告の訴訟物の価額が200ユーロを超える場合には、抗告を提起することができる。抗告は、不服を申し立てられた (angefochtene) 裁判をした裁判所が、当該決定について、判断されるべき問題の基本的な重要性を理由として抗告を許可する場合にもまた、認められる。抗告は、裁判の送達後２週間以内に提起された場合に限り、許容される。

(３) 裁判所は、抗告が適法でありかつ理由があると解する場合には、抗告を認めなければならない。抗告は、遅滞なく抗告裁判所に送付されなければならない。抗告裁判所は、直近上級の (nächsthöheren) 裁判所である。抗告裁判所は、抗告の許可に拘束され、不許可は、これを取り消すことができない。

(４) 抗告人が自己の過失なく期間を遵守することができなかった場合において、障害の除去後２週間以内に抗告を提起しかつ原状回復を基礎づける事実を疎明したときは、申立てに基づき、抗告について裁判をしなければならない裁判所により、原状回復が認められなければならない。懈怠された (versäumten) 期間の終わりにから起算して１年が経過した後は、原状回復を申し立てることはできない。原状回復の却下に対して、抗告が行われる。抗告

は、2 週間以内に提起された場合に限
り、許容される。当該期間は、裁判の
送達と同時に開始する。前項第 1 文及
び第 2 文の規定を準用する。

- (5) 再抗告は、地方裁判所が、抗告裁
判所として裁判しかつ当該決定につい
て判断されるべき問題の基本的な重要
性を理由として抗告を許可した場合に
のみ、認められる。当該抗告は、裁判
が権利侵害に起因することのみを根拠
とすることができ、この場合には民事
訴訟法第546条及び第547条の規定を準
用する。再抗告については、高等裁判
所が裁判する。第 2 項第 3 文、第 3 項
第 1 文及び第 3 文並びに前項の規定を
準用する。
- (6) 申立て及び意思表示は、書記課の
調書により行い又は書面で提出するこ
とができ、この場合には民事訴訟法第
129a 条の規定を準用する。抗告は、
裁判につき不服を申し立てられた裁判
所に対して提起しなければならない。
- (7) 裁判所は、その構成員の 1 名が、
単独裁判官として、申立てについて裁
判を行い、不服を申し立てられた裁判
が単独裁判官又は司法補助官によつて
なされた場合における抗告もまた、同
様とする。単独裁判官は、事案
(Sache) が事実上若しくは法律上特
に困難であり又は事件 (Rechtssache)
が基本的な重要性を有する場合
には、手続を部 (der Kammer oder
dem Senat) に回付する。上訴は、回
付が行われたこと又は行われない
(unterlassene) ことを理由とするこ
とはできない。
- (8) 異議及び抗告についての手続で
は、手数料は発生しない。費用は、償
還されない。

第17d 条 前払金及び弁済金の充当

執行士が付添いの前後に受領した前払
金及び弁済金は、国庫に対する請求権が
存在しない費用について、まず充当され
なければならない。

第17e 条 国庫への請求権の移行

- (1) 訴訟費用の援助の過程で付添い
をする執行士が、その費用のために、申
立人又は執行債務者に対する請求権を
有する場合には、国庫による執行士の
満足とともに、当該請求権は、国庫に
移転する。移行は、執行士にとって不
利益になるように主張することはでき
ない。
- (2) 請求権の主張につき、裁判上の手
続費用の取立てに関する規定を準用す
る。国庫の請求権は、執行士の付添い
を命じた裁判所により査定される。査
定 (Ansatz) に対する異議及び抗告
についての裁判につき、裁判所費用法
第66条の規定を準用する。

第 5 章 公務員たる執行官のための特 別規定

第17f 条 条文の不適用

第 4 条第 4 項、第 5 条から第 6 b 条
まで及び第 4 章の規定は、公務員たる執
行官には適用しない。

第17g 条 費用査定、異議及び抗告に ついての管轄

- (1) 費用は、申立てを遂行した執行官
によって査定される。費用査定は、裁
判所の裁判が行われない限り、行政処
分 (Verwaltungsweg) によって訂正
することができる。
- (2) 費用査定に対する費用債務者及び
国庫の異議について、民事訴訟法第
766条第 2 項の規定に基づいて執行裁
判所が管轄を有しない場合には、執行
官がその職務所在地 (Amtssitz) を

有する区域の区裁判所が裁判する。異議及び抗告につき裁判所費用法第 5 a 条及び第66条第 2 項から第 8 項までの規定を、また法的審問請求権の違反による異議につき裁判所費用法第69a 条の規定を準用する。

- (3) 申立ての遂行又は執行処分 (Vollstreckungsmaßnahme) の維持を前払金の支払いに依存させる旨の執行官の命令に対する費用債務者の異議、及び抗告につき、前項の規定を準用する。

第17h 条 追加請求

訂正された査定が、申立ての遂行から次の暦年が経過する前に支払義務者に通知された場合にのみ、不正確な査定を理由として、費用の追加請求がなされる。

第17i 条 第 7 条所定の裁判の管轄

執行官は、第 7 条所定の裁判を行う。第17g 条第 2 項の規定を準用する。裁判所の裁判がない限り、第 7 条所定の命令は、行政処分においてこれを発することができる。行政処分においてなされた命令は、行政処分においてのみこれを変更することができる。」

15 従来の第 4 章は、第 6 章になる。

16 第 9 条の添付書類は、以下のよう
に改正される。

- a) 第100号において、「7.50ユーロ」の文言は、「17.25ユーロ」に置き換えられる。
- b) 第101号において、「2.50ユーロ」の文言は、「5.75ユーロ」に置き換えられる。
- c) 第200号において、「12.50ユーロ」の文言は、「28.75ユーロ」に置き換えられる。
- d) 第205号は、以下のように改正される。

- aa) 「20.00 ユーロ」の文言は、「46.00ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- e) 第206号及び第210号において、「12.50ユーロ」の文言は、それぞれ「28.75ユーロ」に置き換えられる。
- f) 第220号は、以下のように改正される。
- aa) 「12.50 ユーロ」の文言は、「28.75ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- g) 第221号は、以下のように改正される。
- aa) 「20.00 ユーロ」の文言は、「46.00ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- h) 第230号は、以下のように改正される。
- aa) 「40.00 ユーロ」の文言は、「92.00ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- i) 第240号は、以下のように改正される。
- aa) 「75.00 ユーロ」の文言は、「172.50ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- j) 第241号は、以下のように改正される。
- aa) 「100.00 ユーロ」の文言は、

- 「230.00ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- k) 第242号は、以下のように改正される。
- aa) 「75.00 ユーロ」の文言は、「172.50ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- l) 第250号は、以下のように改正される。
- aa) 「40.00 ユーロ」の文言は、「92.00ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- m) 第260号及び第270号において、「30.00ユーロ」の文言は、それぞれ「69.00ユーロ」に置き換えられる。
- n) 第300号及び第301号は、それぞれ以下のように改正される。
- aa) 「40.00 ユーロ」の文言は、「92.00ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- o) 第302号において、「7.50ユーロ」の文言は、「17.25ユーロ」に置き換えられる。
- p) 第310号は、以下のように改正される。
- aa) 「12.50 ユーロ」の文言は、「28.75ユーロ」に置き換えられる。
- bb) 注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。
- q) 第3章の後に、以下のように、新たな第4章が挿入される。

「第4章 成功報酬

400	申立人又は申立人により指定された第三者への金銭の交付 報酬は、執行士費用法第12条第2項の場合には、取り立てられない。	交付された金額の5%の金額 —各申立てにつき最低10.00ユーロ、最高500.00ユーロ
401	申立てに対応する申立人への小切手の転送 (1) 報酬は、第400号の報酬の他には、取り立てられない。 (2) 報酬は、適時に呈示された小切手が現金化されなかった場合には、発生しない。	小切手金額の5%の金額 —各申立てにつき最低10.00ユーロ、最高500.00ユーロ
402	弁済合意の締結への協力 (1) 報酬は、第400号の報酬の他には、取り立てられない。 (2) 報酬は、債務者がその弁済義務を履行しなかった場合には、発生しない。	合意された弁済の5%の金額 —各申立てにつき最低10.00ユーロ、最高500.00ユーロ
403	金銭の供託	供託された金額の5%の金額 —各申立てにつき最低10.00ユーロ、最高500.00ユーロ

404	民事訴訟法第 8 編第 3 章に基づく物の引渡しを求める強制執行における、申立人又は申立人により指定された第三者への引き渡すべき又は明け渡すべき物の交付 （１）目的物の価額の特定につき、裁判所費用法の規定を準用する。 （２）報酬は、執行士の活動が交付の原因とならなかった場合には、取り立てられない。	目的物の価額の 5 % の金額 —各申立てにつき最低10.00ユーロ、最高500.00ユーロ—
r)	従来の第 4 章は、第 5 章になる。	a2) 従来の600号は第700号になり、「2.50ユーロ」の文言は、「5.75ユーロ」に置き換えられる。
s)	従来の第400号は第500号になり、以下のように改正される。	a3) 従来の601号は第701号になり、「20.00ユーロ」の文言は、「46.00ユーロ」に置き換えられる。
aa)	「75.00 ユーロ」の文言は、「172.50ユーロ」に置き換えられる。	a4) 従来の602号は第702号になり、「25.00ユーロ」の文言は、「57.50ユーロ」に置き換えられる。
bb)	注釈において、「第500号」の文言は、「第600号」に置き換えられる。	a5) 従来の603号は第703号になり、「(第411号)」の文言は、「(第511号)」に、また、「5.00ユーロ」の文言は、「11.50ユーロ」に置き換えられる。
t)	従来の401号は第501号になり、「5.00ユーロ」の文言は、「11.50ユーロ」に置き換えられる。	a6) 従来の604号は第704号になり、「第400号、第410号及び第420号」の文言は、「第500号、第510号及び第520号」に、また、「12.50 ユーロ」の文言は、「28.75ユーロ」に置き換えられる。
u)	従来の410号は第510号になり、「12.50ユーロ」の文言は、「28.75ユーロ」に置き換えられる。	a7) 従来の第 7 章は、第 8 章になる。
v)	従来の第411号は第511号になり、以下のように改正される。	a8) 従来の第700号から第702号は、第800号から第802号になる。
aa)	「5.00ユーロ」の文言は、「11.50ユーロ」に置き換えられる。	a9) 従来の第703号は第803号になり、以下のように改正される。
bb)	注釈において、「第410号」の文言は、「第510号」に置き換えられる。	注釈の第 2 項 ⁽²⁷⁾ において、「手話通訳人 (Gebärdensprachdolmetscher) (裁判所構成法第186条第 1 項)、及び、」の文言が抹消される。
w)	従来の420号は第520号になり、「12.50ユーロ」の文言は、「28.75ユーロ」に置き換えられる。	
x)	第430号 ⁽²⁶⁾ は、削除される。	
y)	従来の第 5 章は、第 6 章になる。	
z)	従来の500号は第600号になり、「15.00ユーロ」の文言は、「34.50ユーロ」に置き換えられる。	
al)	従来の第 6 章は、第 7 章になる。	

a10) 従来の第704号から第710号は、第804号から第810号になる。

a11) 従来の第711号は第811号になり、新たに以下になる。

811	進んだ道路の距離による各申立ての交通費 (Wegegeld)	
	—10キロメートル未満	2.50ユーロ
	—10キロメートル以上, 20キロメートル未満	5.00ユーロ
	—20キロメートル以上, 30キロメートル未満	7.50ユーロ
	—30キロメートル以上, 50キロメートル未満	10.00ユーロ
	—50キロメートル以上	15.00ユーロ
	(1) 交通費は、執行士が申立ての遂行のために自己の職務執行区域内の道路を進んだ場合に、取り立てられる。	
	(2) 執行士の事務所から職務行為の場所までの距離によって決定される。複数の道路を進んだ場合には、最も遠い距離の道路によって決定される。当該距離は、直線距離 (Luftlinie) によって計測されなければならない。	
	(3) 交通費は、以下の場合には取り立てられない。	
	1 その他の送達 (第101号)	
	2 差押物件保管所にある差押物 (Pfandstücken) の競売	
	3 特に郵便局及び区裁判所までの、一般的な業務の範囲内で進んだ道路	
	(4) 執行士費用法第10条第2項第1文及び第2文の規定の場合には、第三債務者への各送達のための交通費は、別個に取り立てられる。執行士が金額の一部を徴収する場合 (民事訴訟法第806b条, 第813a条, 第900条第3項), 交通費は、次の及びあらゆるそれ以外の金額の一部の徴収として、別個に取り立てられる。	

a12) 従来の第712号は第812号になり、新たに以下になる。

812	職務執行区域外での業務の場合、旅費 (Reisekosten) 並びに	
	a) 走行費 (Fahrtkosten)	
	—自己の自動車を利用した場合の走行した1キロメートル当たり	0.30ユーロ
	—適切な限度で他の交通手段を利用した場合	全額
	b) 日当及び不在費用 (Tages- und Abwesenheitsgeld)	
	1 4時間未満	20.00ユーロ
	2 4時間以上, 8時間未満	35.00ユーロ
	3 8時間以上	60.00ユーロ
	c) 適切な限度でのその他の費用	全額
	(1) 走行費とともに、自動車の購入費、維持費、運転費及び損耗費が支払われなければならない。	

- | | |
|---|----|
| （２） 国外へ出る場合には、日当及び不在費用について、50％の割増費用を算入することができる。 | |
| a13) 従来の第713号は第813号になり、「20％」の文言は、「10％」に置き換えられる。 | |
| a14) 新たに以下の第814号が挿入される。 | |
| 814 費用の売上税
売上税が売買税法第19条第1項に基づいて取り立てられていない場合には、適用しない。 | 全額 |

第6条 司法補助官法の改正

最終的に…により改正された、1969年11月5日の司法補助官法（BGBl. I S. 2065）第21条₍₂₈₎において、第2号の後に、以下の第2 a号が挿入される。

「2 a 執行士費用法第6条所定の執行士の費用の確定」

第7条 売上税法の改正

最終的に…により改正された、2005年2月21日公布の版の売上税法（BGBl. I S. 386）第2条第3項第2文第1号₍₂₉₎は、以下のようになる。

「1 公務員たる執行官の活動」

第8条 施行

- （１） この法律は、第2項を留保して、2012年1月1日から施行する。
- （２） 本法第1条（執行士法）の第4条から第7条まで、第8条第2項及び第3項第3文、第11条第2項、第43条第3項、第65条第3項、第94条第2項、第100条から第102条まで、並びに、第107条及び第108条は、公布の日から施行する。

連邦政府の態度表明

連邦政府は、連邦参議院の法律案について、以下のように態度を表明した。

連邦参議院によって提出された法律案は、執行官制度を権限委任モデルとして整備することを予定している。それによれば、執行官の職務は、その活動を行うに際して国家の監督に服する、権限の委任を受けた民間の事業主に委ねられることになる。権限受任者の地位は、専任の職務行使のための公証人に関する条項に依拠して、固有の法律で規律されることになる。執行士費用法は、権限の委任を受けた執行士が自らの経済的責任においてその職務を履行することができるようするために、費用対効果が高く整備されなければならないが、そのために手数料は、平均で3倍以上に増額されることになる。

公務員でない者による高権的職務の遂行のために必要とされる基本法の改正は、基本法の改正のための法律案（第98a 条，Bundesratsdrucksache. 149/07 -Beschluss）により、実現されることになる。

連邦政府は、詳細な調査に基づいて、この計画（Vorhaben）は適切でないと解する。裁判所の裁判の執行は、直接的な強制力の使用，すなわち身体的威力の使用を包含する，高権的な職務である。そのような広範囲に及ぶ，市民の基本権と特に関連する権限は，国家の機関を通じた直接的な国家の責任のために留保されていなければならない。また，権限委任モデルは，強制執行の費用の甘受できない値上げをもたらすであろう。3 倍以上の手数料の増額は，いずれにせよ経済的に困窮しているのがまれではない債務者の負担となるばかりではない。債権者もまた，値上げによって，執行士を通じた少額債権の取立てが妨げられ，その結果として一般的な弁済モラルに対する否定的な影響は排除され得ないであろう。

以上の点に鑑みて，連邦政府は，強制執行の現在のシステムの改善が行われるべきものと解する。すなわち，ここでは，一各ラントの権限である手続過程のよりよい組織化の観点（執行官の固有の事務所の廃止および裁判所でのいわゆる執行役場の設立）や給与法における労働意欲の創設に加えて一強制執行の実体法における改善についてもまた，考慮されなければならない。その限り

で、とりわけ連邦—ラント—ワーキング・グループ「強制執行法／強制執行手続の現代化」の作業が指摘されなければならない。執行官による債務者の一般的な財産関係の調査が改善されることになる強制執行における事案解明の改革についての作業は、最終段階の少し手前にある。

- (1) 権限の委任を受けた執行士と公務員たる執行官との並行活動（Parallelitätigkeit）は、移行期間の４年目から開始される。そして、移行期間の４年目の西暦年は、「（移行期間の開始年）＋３」で表示される。以下、本法律案において「2012年」と表記されているものは、すべてこの意味である。
- (2) 権限の委任を受けた執行士と公務員たる執行官との並行活動は、10年間の移行期間とともに終了する。そして、移行期間の10年目の西暦年は、「（移行期間の開始年）＋9」で表示される。以下、本法律案において「2018年」と表記されているものは、すべてこの意味である。
- (3) 公募によらない欠員の補充という地位転換者（Statuswechslern）の特権は、移行期間の４年目の１年間に限り認められる。
- (4) 本法律案第１条の執行士法草案第102条第５項は、連邦参議院の委員会勧告を受けて追加された規定である。追加の理由は、公務員の地位から権限受任者の地位に転換した場合にも懲戒上の責任は存続するために、公務員の地位において犯された義務違反および職務違反が、公務員たる執行官が権限受任者の地位に転換した後もなお適切に処分され得ることを保障するという点にある。
- (5) 本法律案第１条の執行士法草案第105条第４項第３文は、連邦参議院の委員会勧告を受けて追加された規定である。追加の理由は、濫用を排除するために、固定資産の対象となる物の調達または製造の場合について職務上の支出としての考慮事項を限定するという点にある。
- (6) 本法律案第１条の執行士法草案第106条第３項は、連邦参議院の委員会勧告を受けて追加された規定である。追加の理由は、権限受任者の地位から公務員の地位に復帰した場合にも懲戒上の責任は存続するために、権限受任者の地位において犯された義務違反および職務違反が、権限の委任を受けた執行士が公務員の地位に復帰した後もなお適切に処分され得ることを保障するという点にある。
- (7) 社会福祉法第６編第184条は保険金（Beiträge）の支払期及び猶予に関する規定であり、第２項第１文は、その柱書として「保険金の支払い（Beitragszahlung）は、以下の場合には猶予される。」と規定する。
- (8) 本法律案第２条の社会福祉法草案第６編第184条第２項第１文第４号は、連邦参議院の委員会勧告を受けて修正された規定である。すなわち、「公務員関係からの離脱が、すでに取得された扶養期待権（Versorgungsanwartschaften）が今後も維持されることを明文上予定する法律の規律の範囲内で行われる場合」という規定から現在の規定に変更された。修正の理由は、ラント法に基づいて公務員関係において取得された扶養期待権の維持が保障される場

合には、追加保険事例が生じることはなく、追加保険を猶予する根拠は存在しない（社会福祉法第6編第8条第2項第1文参照）ために、もともと本法律案第2条で予定されていた規律は、その限りにおいて不要であるという点にある。これに対して、ラント法に基づいて公務員関係において取得された扶養期待権の維持が保障されない場合には、社会福祉法第6編第8条第2項第1文第1号の規定に基づいて、公務員関係からの離脱とともに、法律上の年金保険または場合によっては職能身分上の扶養施設における追加保険が実施されなければならないであろうが、不要な追加保険の負担および場合によっては生じ得る超過扶養を避けるために、本法律案第1条の執行士法草案第106条の規定に基づく終身的な公務員関係への復帰の可能性が存在する場合に限って、追加保険の猶予のための法律上の要件が創設されなければならないとする。

- (9) 現在の裁判所構成法第12章には、第154条〔執行官〕および第155条〔執行官の除斥〕の2か条が置かれている。
- (10) 民事訴訟法第117条は訴訟費用援助の承認を求める申立てに関する規定であり、第1項第3文は、「強制執行のための訴訟費用の援助の承認を求める申立ては、強制執行を管轄する裁判所に対してこれをなさなければならない。」と規定する（和訳は法務大臣官房司法法制調査部編『ドイツ民事訴訟法典』（法曹会・1993）を参考にした。以下同じ）。
- (11) 民事訴訟法第122条は訴訟費用の援助の効果に関する規定であり、第1項は、その柱書として「訴訟費用の援助の承認は、以下の効果を有する。」と規定し、第1号は「連邦金庫又はラント金庫は、裁判所が適用する規定によってのみ、当事者に対して、以下の請求をなすことができる。」と規定し、bは「付き添った弁護士の当事者に対する請求権で自らに移転したもの」と規定する。また、第3号は、「付添いをする弁護士は当事者に対して報酬請求権（Ansprüche auf Vergütung）を主張することができない。」と規定する。
- (12) 民事訴訟法第753条は執行官による執行に関する規定であり、第2項は、「債権者は、強制執行の申立て（Auftrag）を行うために、書記課の協力を求めることができる。書記課から申立てを受けた執行官は、債権者から申立てを受けたものとみなす。」と規定する（和訳は法務省司法法制調査部編『ドイツ強制執行法』（法曹会・1976）を参考にした。以下同じ）。
- (13) 民事訴訟法第754条は執行の申立てに関する規定であり、「執行力ある正本を交付して、書面で、電子的に又は口頭で強制執行の申立てをしたときは、執行官に対して、弁済その他の給付を受領し、受領したものについて有効に受取証を作成交付し、かつ、債務者がその債務を完全に履行した場合においては債務者に執行力ある正本を交付することについて、申立て（Beauftragung）があったものとする。」と規定する。
- (14) 民事訴訟法第775条は強制執行の停止又は制限に関する規定であり、その柱書として「以下の場合においては、強制執行は、停止又は制限されなければならない。」と規定する。
- (15) 民事訴訟法第776条は執行処分の取消しに関する規定であり、「第775条第1

号、第３号の場合においては、同時に、すでになされた執行処分を取り消さなければならない。第４号、第５号の場合においては、この処分を一時保持しなければならない、第２号の場合においても、その裁判により従前の執行行為の取消しを命じていないときは、同様とする。」と規定する。

- (16) 民事訴訟法第899条は宣誓に代わる保証の管轄に関する規定であり、第１項は、「第807条、第836条及び第883条の場合における宣誓に代わる保証をさせるについては、債務者が受領を求める申立てをする時点において住所を有する地又はそれがないときは居所を有する地の区裁判所に所属する執行官が管轄する。」と規定する。
- (17) 本号については、邦訳の関係上、法律案で予定されている原文以上の和訳を試みた。原文は、「第899条第１項において、“bei dem Amtsgericht zuständig, in dessen Bezirk” という文言が、“des Amtsbezirks, für die gerichtlichen Entscheidungen in den Fällen des §900 Abs.4 und des §901 das Amtsgericht des Bezirks zuständig, in dem” という文言に置き換えられる。」とする。ちなみに、職務執行区域の執行士については、本法律案第１条の執行士法律草案第10条第５項に規定されている。
- (18) 執行官費用法第１条は適用範囲に関する規定であり、第１項は、「連邦法またはラント法により事物管轄を有する執行官の活動について、費用（手数料及び立替金）は、この法律に基づいてのみ取り立てられる。」と規定する。
- (19) 現在の執行官費用法第２条は、連邦、ラント及びその他の公共体の費用免除（Kostenfreiheit）に関する規定である。
- (20) 執行官費用法第４条は前払金（Vorschuss）に関する規定であり、第１項は、「申立人は、発生の予測される費用を補填する前払金を支払う義務を負う。申立ての遂行は、前払金の支払いを前提とすることができる。申立てが裁判所になされる場合又は申立人に訴訟費用の援助が承認される場合には、前２文の規定はこれを適用しない。労働関係訴訟事件に関する裁判所の裁判又は当該裁判所で締結された和解に基づいて執行がなされる場合には、手数料前払金の取立てもまた、同様とする。」と規定する。
- (21) 現在の執行官費用法第５条は、費用査定（Kostenansatz）、異議及び抗告についての管轄に関する規定であり、執行士費用法草案第17g条に対応する。
- (22) 現在の執行官費用法第６条は、追加請求（Nachforderung）に関する規定であり、執行士費用法草案第17h条に対応する。
- (23) 執行官費用法第７条は不適切な事件処理（Sachbehandlung）を理由とする費用の取立ての禁止（Nichterhebung）に関する規定であり、現在の第２項は、執行士費用法草案第17i条に対応する。
- (24) 執行官費用法第10条は手数料の弁済範囲（Abgeltungsbereich）に関する規定であり、第２項第３文は、「費用目録第１章に基づく手数料は各送達のために、弁済の受領のための手数料（費用目録第430号）は各弁済のために、別個に取り立てられる。」と規定する。
- (25) 執行官費用法第14条は弁済期（Fälligkeit）に関する規定であり、第２文

は、「立替金は、その発生とともに弁済期に達する。」と規定する。

- (26) 現在の費用目録第430号は、手数料要件として「弁済の受領。ただし、申立ての遂行に際して発生した、この法律に基づく費用に対して専ら割り当てられるわけではない場合に限る。」と規定し、手数料額として「3 ユーロ」と規定する。
- (27) 費用目録第703号は、立替金要件として「司法報酬及び保障法 (JVEG) に基づいて証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人 (Übersetzer) に支払われるべき金額」と規定し、立替金額として「全額」と規定する。また、注釈の第 2 項は、「手話通訳人 (裁判所構成法第186条第 1 項)、及び、目の見えない又は視力に障害のある者の権利を実現させるために動員された翻訳人 (裁判所構成法第191a 条第 1 項) のための立替金は、取り立てられない。」と規定する。
- (28) 司法補助官法第21条は確定手続に関する規定であり、その柱書として「確定手続における以下の業務は、司法補助官に委任される。」と規定する。
- (29) 売上税法第 2 条は事業主及び企業に関する規定であり、第 3 項第 2 文は、「前文に規定する要件が存在しない場合であっても、以下に規定する活動は、本法所定の営業活動又は職業活動とみなす。」と規定するが、現在は第 1 号は削除された状態となっている。